

分野	Ⅶ 除染	分野内の整理	2. モニタリング(放射線量の監視)について
----	------	--------	------------------------

1. これまでの取組みと成果の概要（現状）

- ・モニタリングについては、
町内40ヶ所にモニタリングポストを設置。
国が無人ヘリによる農地や山林のモニタリングを実施。
国が定期的な走行サーベ(幹線のみ)によるモニタリングを実施。
モデル除染実施区域の定点モニタリングを実施。
県委託事業により月1回、取水場(全4ヶ所)のモニタリングを実施。
国が3ヶ月に1回、主要2河川及び大柿ダムの底土のモニタリングを実施。
主要2河川の合流地点は、町独自により月1回モニタリングを実施。
沢水のモニタリング等の実施
- ・各モニタリング結果については、町や関係省庁のホームページにて公開している。
- ・福島第一原子力発電所の事故収束までの進捗等を随時広報折り込みにて公表。
- ・県と13市町村で構成する廃炉安全監視協議会を設置。

2. 部会での議論の概要（課題）

- ・国が実施する除染をしっかりと監視するためにも、防犯パトロールも兼ねた町民組織による除染監視組織などの設立も検討すべき。
- ・現在のモニタリング測定は、住民の求めるところを異なっているので、町民視点でのモニタリングの実施について、関係機関と協議し実行することが必要。
- ・現状の汚染状況、除染前・除染後の変化や経年変化などのモニタリングを実施し、除染の効果について継続的に検証することが必要。
- ・福島第一原発について、事故収束や廃炉に向けてどのような作業をいつまでに行うか、といった原発の現状と予定・見込みなどを町民にわかりやすく周知する必要がある。
- ・空間線量のみでなく、土壌の汚染状況等も測定し、公表する必要がある。

3. 部会からの提言（課題解決のための提言）

- ① 現在の公表データだけでは町民が望んでいるものとなっていない。町民視点でのモニタリングの実施し、適宜公表すること。
- ② 不適切な除染がないよう、国に対し監視体制を強化するよう求めること。
- ③ 福島第一原発の事故対応について、現状の広報誌に折り込みしている紙面ではわかりにくい。原発事故の収束や廃炉に向けてどのような作業をいつまでに実施するのかなど、原発の現状と今後のスケジュールなどわかりやすく周知するよう東電に申し入れること。

4. 目的達成のための手法案（課題解決のための具体的なアイデアの提案）

- ①空間線量だけに留まらない、土壌の汚染状況等のわかりやすい形での公表。
- ②除染実施前と実施後の線量の変化や、除染後の経年変化などを加えたモニタリングの強化と公表。
- ③不適切な除染防止のための、国に対する監視体制の強化の申し入れ。防犯パトロールを兼ねた町民による除染監視組織の設立の検討。
- ④除染効果について、協定締結している大学等の協力を得て検証することを検討。